

公聴会開催公告

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十三条第一項の規定に基づく公聴会を開催しますので、同条第二項の規定に基づき公告します。

平成二十八年三月二十五日

三重県知事 鈴木 英敬

◇起業者の名称 伊賀市

◇事業の種類 伊賀市庁舎整備事業

◇起業地

- 一 収用の部分 三重県伊賀市四十九町字鍋沢及び平地内
- 二 使用の部分 三重県伊賀市四十九町字平地内

◇公聴会の期日

平成二十八年四月十三日（水）

午後六時～午後九時頃（午後五時三十分受付開始）

◇会場

三重県伊賀庁舎大会議室

三重県伊賀市四十九町二八〇二番地

◇公聴会に出席して意見を述べようとする起業者の名称

伊賀市

◇公述人について

・公述の時間は、公述一件当たり三十分以内とします。（起業者への質疑をする場合において、当該質疑に要する時間を含みます。）

・公述を希望される方は、次に掲げる必要事項を応募様式に御記入の上、四月六日（水）まで（必着）に、左記問い合わせ先まで提出願います。

①氏名及び住所

②電話番号又は電子メールアドレス

③述べようとする意見の要旨

④自らの意見の陳述とあわせて起業者に対する質問を行う場合は、その質問の相手方とする起業者の名称及び質問の要旨

・公聴会の開催案内及び応募様式は、三月二十五日（金）以降に、三重県県土整備部公用地課ホームページ（<http://www.pref.mie.lg.jp/DIKENDO/07069001316.htm>）に掲載しているほか、伊賀市役所管財課に備えつけてあります。

・公述についての注意事項が開催案内に記載してありますので、ご確認ください。

・なお、公述希望の応募が多数の場合には、公述人の数を制限する場合があります。

◇傍聴人について

・傍聴は原則として自由と致しますが、会場の関係で入場を制限する場合があります。

・受付時に、傍聴券を配布しますので、これを受けて御入場ください。なお、傍聴券の配布は先着順となります。

◇公述を希望される方がいなかった場合には、公聴会を開催しない場合があります。また、公述を希望される方が少ない場合には開催時間を変更する場合があります。

◇問い合わせ先

三重県県土整備部公用地課

〒五一四―八五七〇 三重県津市広明町一三番地

電話 〇五九―二二四―二六六一

FAX 〇五九―二二四―二八〇九